

第1表 (教)

立九小 第150号
令和7年2月26日

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立第九小学校
校長名 押本 明文 印

令和7年度 特別支援教室の教育課程について (届)

学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別支援教室による指導の教育課程を下記の通りお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

学校教育目標である「思いやりのある子・自ら学ぶ子・たくましい子」を育成するために以下の目標を設定する。

- (1) 児童を中心に置いた特別支援教育の推進を担うとともに、特別支援教育の更なる充実を図る。
- (2) 社会的自立を目指すため、自立活動の指導を通して児童一人一人の課題改善に向け、必要な知識・態度・習慣を身に付けられる教育活動を展開する。
- (3) 個々の特性による学習または生活上の困難を改善したり克服したりすることを通して、児童が在籍学級で楽しく穏やかな気持ちで学校生活を過ごせるようになることを目指す。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 児童の実態に応じた個別指導計画を作成し、一人一人のニーズに合った指導を行う。
- (2) 児童の実態や発達段階に応じ、自立活動の指導時間を適切に設定する。
- (3) 個別指導や小集団指導等、より児童の学習効果を高めるために学習形態の在り方を工夫する。
- (4) 児童の実態分析と知能・心理・言語などの各検査結果を活用し、適切な実態把握を行う。
- (5) 保護者及び校内委員会との連携を密にし、指導方針や内容などについて校内の共通理解を図る。

3 指導の重点

- (1) 自立活動の指導を通して、児童一人一人の課題の改善を目指す。
- (2) 個々の特性による学習上のつまずきを把握し、個別指導計画に基づく学び方の指導により児童の学習意欲を高める。
- (3) 児童の実態に応じて情緒の安定を図り、意思の伝達や他者意識をもたせる指導を重視する。
- (4) 様々な指導場面を通して規則や規律を守ることの大切さとコミュニケーション能力の育成を図る。
- (5) 児童の興味・関心に基づく教材や教具を活用し、達成感や成就感を味わわせる。

4 その他の配慮事項

- (1) 当該児童の担任や特別支援教育コーディネーターなどと情報交換を積極的に行い、連携を図る。
- (2) 個別指導計画は、保護者及び校内委員会での話し合いを重視し、指導方針を明確にして作成する。
- (3) 在籍学級での行動観察を適宜行い、実態把握と特別支援教室における指導の成果を把握し、在籍学級及び特別支援教室の指導内容・方法の改善に活かし、より効果的な指導ができるようにする。
- (4) 在籍学級担任や保護者による本教室の参観を通して、成果や課題の共通理解を図る。
- (5) 保護者と個人面談や連絡帳などを活用して情報交換を行い、指導の成果や課題の共通理解を図る。
- (6) 当該児童の関わる医療、療育機関や教育相談等と連携を図り、年間を通じて学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を作成・活用することにより、情報を共有し適切な指導へつなげる。
- (7) 在籍学級担任と連携し、当該児童の特性を生かした進路指導を充実させる。
- (8) 巡回心理士やスクールカウンセラーと情報を共有することで、多面的に児童理解を進めていく。